



立法院報

第30号

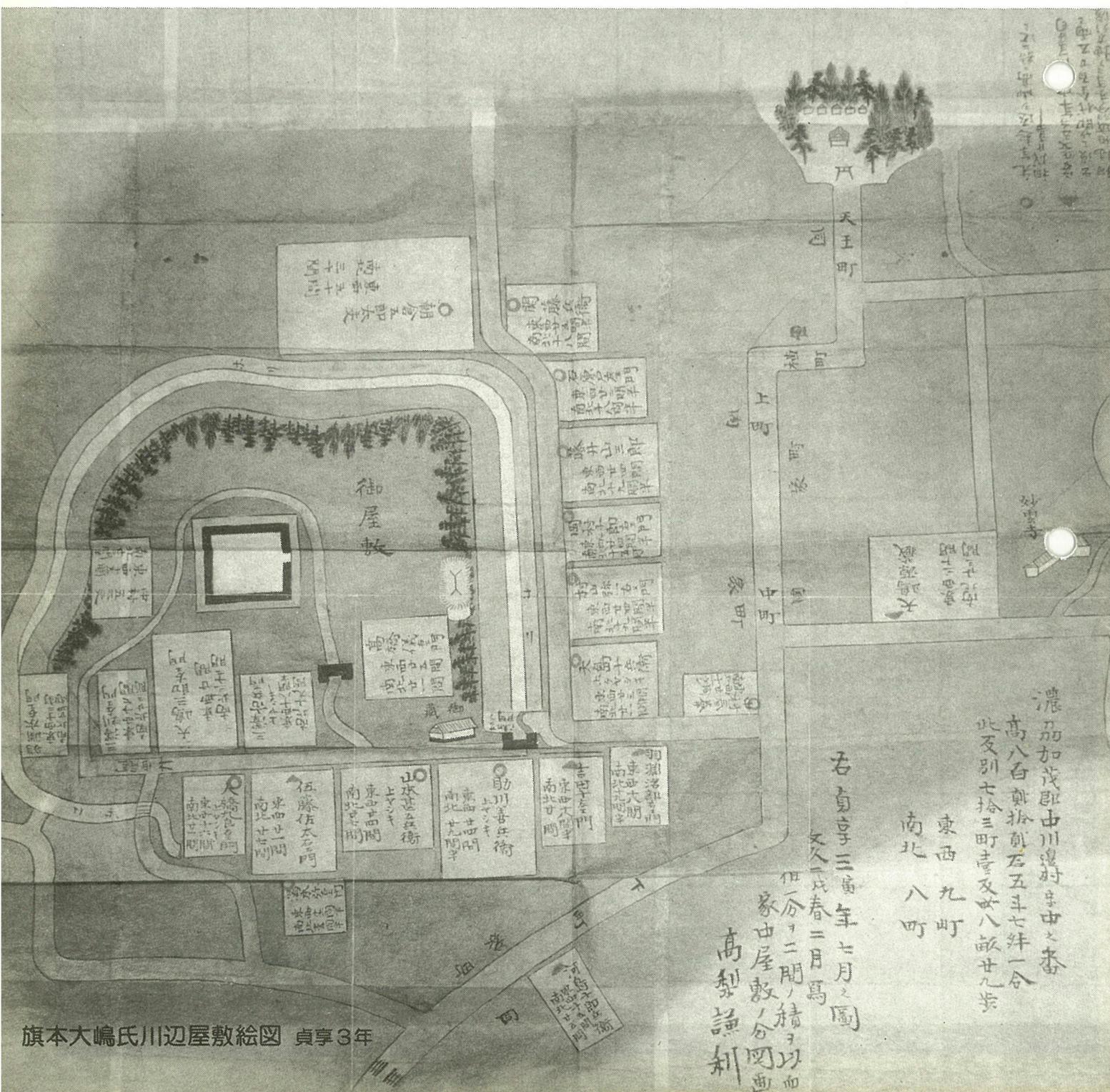
— 61 • 3 • 7 —

編集 講会報編集委員会

発行 川辺町議会

目 次

- | | | | |
|--------------|-----|----------|-----|
| ○12月議会で決めたこと | 2 | ○一般質問 | 5～8 |
| ○条例改正 | 2～3 | ○決議書、意見書 | 9 |
| ○補正予算 | 3～4 | ○臨時議会 | 10 |



水道事業上半期業務状況報告を承認する

第4回定例会

昭和60年度一般会計24,944千円を追加補正

提案理由の説明後、各課長より
議案説明及び質疑を行い、報告
三件を承認しました。
十九日より二十日までを休会
とし、二十一日再会し一般質問
のあと討論、採決を行いました。

▼専決処分の承認(昭和六十
年度一般会計補正予算)

審議して

▼専決処分の承認(昭和六十
年度一般会計補正予算)

七百九十二万七千円を増額補
正しました。

これは、林地、林道の災害復
旧費で急を要するため町長が專
決したものです。

五百四十三万四千円を増額補
正しました。
これは、林業施設災害復旧費
で町長が専決したものです。

五百四十三万四千円を増額補
正しました。
これにより昭和六十年度一般
会計の総額は、十八億七千六
一万円となりました。
専決は十一月六日です。

▼職員の分限の手続及び効果
に関する条例の一部改正

条例の改正

発展途上国に対する技術協力
のため職員を派遣する場合にお
ける休職制度を定めるものです。
公布の日から施行

あらまし

これにより昭和六十年度一般
会計の総額は、十八億六千二百
六十八万三千円になりました。
専決は十月五日です。

| 【歳入】 (単位千円) | 【歳出】 (単位千円) |
|-----------------|-------------------|
| 分担金及び負担金 五〇五 | 分担金及び負担金 二、五二九 |
| 県支出金 一、四〇〇 | 県支出金 二、四〇〇 |
| 町債 五、四三四 | 町債 五、四三四 |
| 災害復旧費 （単位千円） | 災害復旧費 （単位千円） |

▼昭和六十年度水道事業上半
期業務状況報告

| 【歳入】 (単位千円) | 【歳出】 (単位千円) |
|-----------------|-------------------|
| 町税 一、五五八 | 町税 一、四〇〇 |
| 分担金及び負担金 三六三 | 分担金及び負担金 四、六〇六 |
| 総務費 六二一 | 総務費 三、七八〇 |
| 農林水産業費 三、五二六 | 農林水産業費 三、五二六 |
| 災害復旧費 （単位千円） | 災害復旧費 （単位千円） |



| |
|---|
| これにより昭和六十年度一般会計の総額は、十八億九千五百五十五万五千円になりました。 |
| 【歳入】 (単位千円) |
| 町税 一三、三三二 |
| 分担金及び負担金 一六五 |
| 国庫支出金 一四、八一六 |
| 県支出金 △三、三六八 |
| 【歳出】 (単位千円) |
| 農林水産業費 三、五一九 |
| 土木費 一、七、四四〇 |
| 教育費 三六〇 |
| 衛生費 一、六五〇 |
| 総務費 一一三〇 |
| 民生費 一、五八〇 |
| 災害復旧費 二六九 |

| |
|------------------------------|
| 【歳入】 (△は減額単位千円) |
| 国民健康保険税 三、二二〇 |
| 国庫支出金 一九、三八五 |
| 県支出金 △八四 |
| 療養給付費交付金 一二、二〇五 |
| 共同事業交付金 五二七 |
| 繰入金 二八、八五五 |
| 【歳出】 (単位千円) |
| 会計の総額は、十八億九千五百五十五万五千円になりました。 |
| 総務費 二〇 |
| 保険給付費 六三、八七八 |
| 【歳出】 (△は減額、単位千円) |

| |
|----------------------------|
| 【歳入】 (△は減額単位千円) |
| 諸支出金 二〇〇 |
| 議会費 七一一 |
| 総務費 二、七三〇 |
| 民生費 △三一七 |
| 農林水産業費 △一、六九六 |
| 土木費 △一、二七六 |
| 教育費 △二三〇 |
| 【歳出】 (単位千円) |
| 会計の総額は、十八億九千五百五十一万円になりました。 |
| 総務費 三九 |
| 【歳出】 (△は減額、単位千円) |

付託案件の 庁舎建設推進特別委員会審査報告

昭和六十年六月十七日定例会

において付託を受けた事項について審査が終了したので、会議規則第五十八条により報告する。

▼昭和六十年度国民健康保険事業特別会計補正予算

| |
|---|
| 國保会計に六千四百九万八千円を増額補正しました。主なものは、保険給付費で一般被保険者療養給付費四千七百二十一万六千円、退職被保険者等療養給付費一千五百十二万七千円、一般被保険者高額療養費一百二十四万七千円、退職被保険者等高額療養費二十八万八千円、これにより昭和六十年度国民健康保険事業特別会計の総額は、三億八千五百四十七万一千円となりました。 |
|---|

（付託事項）

川辺町庁舎建設推進について（経過）

本特別委員会は、七月三日、八月七日、二十四日、九月三日及び九日の五回にわたり会議を開催した。

又八月二十九日には、県内墨俣町及び武芸川町両庁舎の建設経過、構造等について視察した。

会議においては、主として新庁舎の建設場所について審議したので、その経過を報告する。

| |
|----------------------------|
| 【歳入】 (△は減額単位千円) |
| 諸支出金 二〇〇 |
| 議会費 七一一 |
| 総務費 二、七三〇 |
| 民生費 △三一七 |
| 農林水産業費 △一、六九六 |
| 土木費 △一、二七六 |
| 教育費 △二三〇 |
| 【歳出】 (単位千円) |
| 会計の総額は、十八億九千五百五十一万円になりました。 |
| 総務費 三九 |
| 【歳出】 (△は減額、単位千円) |

| |
|----------------------------|
| 【歳入】 (△は減額単位千円) |
| 議会費 七一一 |
| 総務費 二、七三〇 |
| 民生費 △三一七 |
| 農林水産業費 △一、六九六 |
| 土木費 △一、二七六 |
| 教育費 △二三〇 |
| 【歳出】 (単位千円) |
| 会計の総額は、十八億九千五百五十一万円になりました。 |
| 総務費 三九 |
| 【歳出】 (△は減額、単位千円) |

| |
|----------------------------|
| 【歳入】 (△は減額単位千円) |
| 議会費 七一一 |
| 総務費 二、七三〇 |
| 民生費 △三一七 |
| 農林水産業費 △一、六九六 |
| 土木費 △一、二七六 |
| 教育費 △二三〇 |
| 【歳出】 (単位千円) |
| 会計の総額は、十八億九千五百五十一万円になりました。 |
| 総務費 三九 |
| 【歳出】 (△は減額、単位千円) |

| |
|----------------------------|
| 【歳入】 (△は減額単位千円) |
| 議会費 七一一 |
| 総務費 二、七三〇 |
| 民生費 △三一七 |
| 農林水産業費 △一、六九六 |
| 土木費 △一、二七六 |
| 教育費 △二三〇 |
| 【歳出】 (単位千円) |
| 会計の総額は、十八億九千五百五十一万円になりました。 |
| 総務費 三九 |
| 【歳出】 (△は減額、単位千円) |

（付託事項）

川辺町庁舎建設推進について（経過）

本特別委員会は、七月三日、八月七日、二十四日、九月三日及び九日の五回にわたり会議を開催した。

又既に予定されている中央公民館隣地を前提として立地上の問題点を順次整備するのが現実的であるとの意見を中心銳意審議し、更に執行部の見解をも求め用地も改めて取得造成することと財政運営上からも、又建設途に進捗を図ることを考え執務部の資料の提供を求める内業者最も信憑性及び業績の高い業者を選択審議し、特命で大建設株式会社に委託することと決定した。

以上報告とします。

十二月定例会

一般質問

十二月定例会の一般質問は、最終日の二十一日に行われ四人の議員から町政の諸問題について当局の考え方や方針を質問しました。

その質問要旨と答弁の概要は次のとおりです。

福田雅良議員

保健センターの設置について

問 新庁舎建設に伴つて保健センターも設置されますが、それだけの必要性と設置する意義の説明、又保健センター建設に対する補助金がどの位見込まれるか説明を願いたい。

て設置する。

又補助金は、国の基準単価があり、六十一年度の基準単価は通達がありませんが、六十年度の基準単価では十一万九千円で国が三分の一、県が三分の一で国県で三分の二の補助が受けられます。

ゴルフ場の推進状況と、国道四一八号線の関連について

問 住民の健康づくりの推進をはかる

答 (住民課長) 地域の住民に密着した健康相談、健康教育、健康審査などを総合的に行い、健合せて地域住民の自主的な保健活動の場とすることを目的とし

問 鹿塩地内へゴルフ場が進出されますが現状国道四一八号線が新山川橋を通り石神交差点と四一号美濃加茂バイパスが降りてくるという点を見ると、四一号バイパスが山之上町で交差する時、四一八号に四一号が併用な見方も出来るが、一部では美濃加茂市が北側の開発と言いますことによつて下川辺グラン

ますか、そういう点からも、今度進出して来るゴルフ場が買収を予定地としている関わりについてお尋ねしたい。

ドが今後使用できな事になり、山楠グランドを無料としていた

だたいとの意

見もあり、山楠

グランドの使用方法についてお尋ねしたい。

方法についてお尋ねしたい。

だたいとの意

見もあり、山楠

グランドの使用

方法についてお尋ねしたい。

△山楠グランド
（木下 静議員）

経済情勢が大きく変動いたし、国、県においても積極的に取り組んだ行政改革が出されていました。

本町においても審議会を発足し、第一次答申を県に提出した経緯を考えますと、この行政改革のムードに押され第二次総合計画の策定と推進が停滞している感もあります。この点について見る感もする、この点について見解を伺いたい。

答(企画室長) 現在策定状況は、昭和五十年に川辺町総合計画を策定して以来今日まで各種の事業を推進して参ったわけでその成果を十分に生かして、合理的かつ計画的な財政を計るべく、昭和六十一年度を初年度として十ヶ年の展望する第二次総合計画を策定している。

この策定は、本計画を基本構想、基本計画並びに実施計画と三部門から構成し、この内基本計画は、各部門計画の所管担当課より現況あるいはその問題点等を提起していただき原案が出揃っております。そしてこの原案の内容について、岐阜県第四次総合計画あるいは、可茂地域

新市町村計画等の整合性について見直しを進めており、今後は町開発審議会で審議を願い答申をいただいて三月定例会においてお願いする。

になるのが理想だと思いますが、現在の時点では町の財政力等を考えると困難なことではないかと思います。

ただくという話しになつておりますが、そうした観点から県の方へ出向き、青少年の体育宿泊

施設ということで県と話し合いでいる状況でございます。

一 質 問 事 項

○ 第二次総合計画の立案

関連質問につき、質問事項のみ掲載します。

田原芳郎議員

町営綜合運動場新設の是非について

問 名古屋パルプ(株)進出に伴い同好会グランド二面と下川辺区グランド一面の計三面が消滅することとなつた現状に加へ、町主催の町民運動会を初め各種行事を学校の校庭を利用し実施することは好ましくないと考えられる。他町村においては総合運動場を建設されている昨今当町について今後新設計画の有無を伺いたい。

川辺海洋センター並びに漕艇場の宿泊施設について

問 昨年九月定例会で質問したB.G.並びに漕艇場に関連して宿泊施設を建設したらどうかの質問しましたが、現在用地の問題もあると思われますが、どの程度まで話しが進んでいるか、どのようにお答えください。

町工事に於ける業者指導監督について

問 町発注の公

共事業で、監督する職員が職務権限

を行使するのが非常に難しいよう

な気がしてならない

し、土木工事、建築を含めて現場を見ているが、十分

の指導がなされていないよう

に思われるが、今の契約

規則の見直しをし

て、若い職員でも

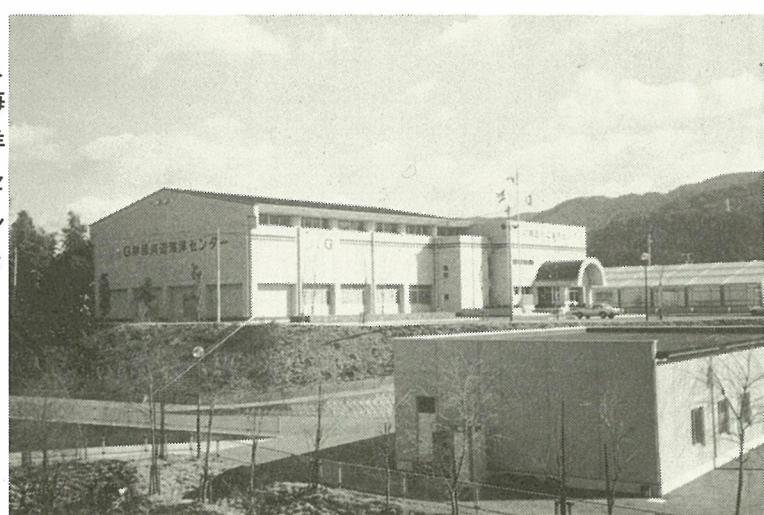
監督が出来るよう

にしてはどうか。

現時点では計画はない

答(教育長) 当町は、教育施設以外のグランドは山楠公園と下麻生グランドの二ヶ所であり、山楠グランドは、年間五十一日、下麻生グランドは八十八日で使用率は極めて低いということであり大きな原因はグランドが散在しているのが原因になつておられます。理想的には総合グランドですべての競技が出来るよう

取得されて県の施設を造つていればならないとの回答であり現在に至つておりますが、以前に下川辺地内に大隈鉄工の工場誘致の際石神地内の用地を県が



▶ 海洋センター

十分な監督と一層の職員研修を行う

答(土木課長)町が施行する事業について、町民各位には格別のご協力、ご理解を賜わっているところであります。今後は一層関係職員の研修を重ね業者に適切な指導、監督を実施して行きたい。

保育園の改築について

問 老朽化した第一、第二保育園の改築の時期であるが、現在は庁舎建設という大事業があり早急には出来ないが、二、三年先には実現が可能かその点お聞きしたい。

第二次総合計画で取り上げる

答(企画室長)保育園の改築について、川辺町総合計画の中の児童福祉施策の中でその整備を取り上げており、基本計画の中で現在の第一、第二保育園の老朽化を提起し、改築を計るべく取り上げまして実施計画の中で具体的に位置付けていきました。

いと考へております。



▶ 第一保育園

は企業が進出する場合、あるいは企業が誘致する場合に企業を町に企業を努力するとしても行政側

答(助役)赤道の取り扱いについて
答(助役)赤道の取り扱いについて

雇用に努められるよう企業側に申し入れられたい。

企業の進出に伴い人材雇用について

なお本町を含む二市八町一村を地域とし、可茂地域市町村計画の中においても、保育所の建設費等にかかる補助基準の見直しをし、補助単価の引き上げについて国、県へ強く要望致しております。

問 来年度中には、鹿塩ゴルフ場と下川辺に名古屋パルプ工場の進出に伴い、中高年者に適した仕事がある場合、地元優先の雇用に努められるよう企業

は企業が進出する場合、あるいは企業が誘致する場合に企業を町に企業を努力するとしても行政側

答(土木課長)赤道は以前は生活上の重要な道であったが、道路事情の変化によって、全く使用されない道もあり、それらの保有とか、個人的又限られた少数で使用した場合の取り扱いについて説明を願いたい。

県と協議を行い指導する

答(土木課長)通称赤道については、道路認定されていない物件については、道路法上から法定外道路となり国の行政財産であり県が管理を委任されている。従つて、赤道を特定個人が私有することについては、法定手続が必要であり、その手続は地域関係者の同意を得て町へ申請、県に於いて審査され大蔵省財務

辻 武史議員

そうした考え方から今回ご質問がございました、名古屋パルプあるいは、ゴルフ場の建設に伴います労働力については企業側には十分申し上げております。局から国有財産の払い下げ許可を受ける必要がある。従つて、私物化等無断占用等があれば、県と協議を行い適正な指導を行いたい。

問 工事費二百万円以上の工事については、施工業者に対する同業者が保証するという制度の存在理由と目的について、又この制度に代る方策はないか。

答(土木課長)公共連携事業について、請負契約の締結を実施するときは万一の事故に備え履行不能の場合の危険負担を請負者に課している。

本町の場合は、県と同様二百万円以上の請負工事契約については、工事完成保証人を町内外を問わず川辺町入札指名人名簿に登載された当該請負工事による対応する資格を有する業者から、請負業者が万一工事履行不能の時には代って自ら工事を完成することを保証するもので、県に於いても採用されておりこの制度にご理解を賜わりたい。

道路の融雪剤使用取り扱いについて

問 道路融雪剤の配置箇所と
か。
厳冬の朝誰が散付するか、又そ
れに要する職員の人数と所要時
間、町内各所で協力者、融雪剤
配置場所の看板を設置できな
い

討 標示板を設置することを検

答（土木課長）町内の道路融雪剤の配置箇所、今年度は町道凍結場所四九ヶ所、一〇九袋配付した。又散付については、降雪凍結危険の早朝時に土木課職員七名と町内篤志者五、六名に於いて散付を実施している。

問 福祉に対する住民の意識の向上、又参加のため社協の法人化が良策だと思いますが如何か。

國の方針に対して、県は全国的にも遅れていると聞きますが現状について説明を求める。

社会福祉協議会の法人化に

については、今冬に入り簡易な標示を設置することを検討している。又散付節約の面から一般住民の方々にもご協力いただけた場合も考え方を検討したい。

答（住民課長）県下では、十三市二十一町村が法人化され、白川町が法人化され現在事業を進めておられる状況でございます。本町においても社会福祉事業を推進する上には、これがき

住民の理解と啓蒙に努める

問 福祉に対する住民の意識の向上、又参加のため社協の法人化が良策だと思いますが如何か。國の方針に対して、県は全国的にも遅れていると聞きますが現状について説明を求める。

問 報告によれば、ここ二、三年の医療費の伸びが著しいが、住民の健康が限りない財産であるという意識をもつて、医者にかかるない健康な町民の体づくりをめざし発想の転換を図りひ

国保、老健保の赤字解消のためにも予防医療に重点をうつせ

百九十万円の補助金で事業が実施されておりますが、将来に向かっては、住民全員が協会を認識し、町民全体の気持で全員が会員となる形の福祉協会の設立のため努力する。

では、体育協会ではそれぞれの年代に合った運動競技等が示唆されたされ、老人クラブにおいては、ゲートボールとか又公民館活動においても健康に対する運動がなされており、特に健康増進のために積極的に取り組んでおります。

健康管理には積極的に取り組んでいる

いては、健保の黒字転換をめざしたらどうか。



▲老人体育

| | | | | | | | |
|-----------------------|-------|--|-----------|--------|--|-------|-------|
| | | | | | | | |
| 4 | 3 | 1 | 29 28 | 27 | 24 23 | 21 21 | 18 19 |
| 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 |
| 催 土木委員会協議会開 区長会 | （於東京） | 全國町村議會議長会 連合福寿会研修会 議員行政視察来庁 福岡県遠賀郡遠賀町 | 記念（於八百津町） | 町産業文化祭 | 八百津町合併30周年 議会全員協議会開催 府舎建設推進特別委員会開催 | | |
| | | | | | | | |

11月2日
11月5日
町秋季戦没者慰靈祭
月間、総務庁長官よりメッセージ伝達式
第11回岐阜県育林祭
(於白川町)
青少年健全育成強調
府舎建設推進特別委員会開催、府舎建設について協議
3 11月10日 9日 6日
可児市) スポーツ講演会 (於
町消防団秋季訓練
議会報編集委員会開催

議会日誌

政府に決議書・意見書を提出

十二月二十一日議員提案として、「国保財政の危機打開に関する意見書」「流水占用料の徴収及び水源税(仮称)の創設に関する反対決議」の二件が提出されいずれも可決しました。

意見書と決議書の内容は次のとおりです。

▼ 流水占用料の徴収及び水源税(仮称)の創設に関する反対協議

提出者 林 武男
賛成者 木下 静
辻 武史
松岡 要
日下部 信夫
桜井 道夫

▼ 国保財政の危機打開に関する意見書

提出者 岐阜県加茂郡川辺町議会
賛成者 提出先内閣総理大臣ほか関係機関

建設省並びに林野庁はそれを
れ治水、森林の整備等の財源に
あるため、河川法等の改正、
新税の創設を行い、流水占用料
及び水源税(仮称)を徴収しようとしている。

本来洪水防御、森林の整備等
不特定多数の公共の利益のため
の治水事業は政府の責任において
行うものであり、これに係る
租税負担を特定の利水者に課す

より退職者医療制度の創設をみ
たが、同時にその見合いにおいて
療養給付費に対する国庫負担
率が大幅に削減された。しかも

るような施策には議会関係者と
して絶対承服できるものではな
い。

よって、本議会の名により、
流水占用料及び水源税(仮称)
を課する法案に断固反対を決議
する。

昭和六十年十二月二十一日

退職者医療制度の加入者数等が
政府見込と大きく乖離したこと
により、制度改革によって保険
税の負担増を来たさないとの政
府の言明にもかかわらず大幅な
負担増となることが明らかとな
り国保財政は今や重大な危機に
直面している。

加えて、老人保健制度による
医療費拠出金の負担は年々国保
に重く傾斜し、同制度の基本理
念とする負担の公平化に相反す
る方向に進んでおり、これが国
保財政を一層圧迫している現状
である。

建設省並びに岐阜県はそれぞ
れ治水、森林の整備等の財源に
あるため、河川法等の改正、
新税の創設を行い、流水占用料
及び水源税(仮称)を徴収しようとしている。

さきの医療保険制度の改革に
より退職者医療制度の創設をみ
たが、同時にその見合いにおいて
療養給付費に対する国庫負担
率が大幅に削減された。しかも

すること。

(一) 昭和五十九年度分及び
昭和六十年度分については、本
年度において国庫負担金をもつ
て補填すること。

(二) 昭和六十年度以降につ
いては、保険税の負担増を招か
ないよう現行の国庫負担制度を
見直すこと。

二、老人保健法による医療費負
担について、制度間の眞の負担
の公平を実現するため加入者按
分率を百パーセントとするこ
と。

以上地方自治法第九十九条第
二項の規定により意見書を提出
する。

岐阜県加茂郡川辺町議会
提出先内閣総理大臣ほか関
係機関。

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------------------------------|-----|-----------------------------------|-----|------------------------------------|-----|------------------------------------|-----|-----------------------|-----|------------------------------|-----|-----------|
| 2月2日 | 30日 | 30日 | 24日 | 24日 | 16日 | 17日 | 10日 | 27日 | 25日 | 23日 | 21日 | 18日 | 6日 |
| 第四回定例会 | | | | | | | | | | | | | |
| 5日 | 厚生経済委員会協議 会開催 | 6日 | 総務文教委員会協議 会開催 | 6日 | 議会運営委員会開催 | 10日 | 府舎建設推進特別委 員会開催 | 10日 | 可茂郡町村議長会 (於可茂総合庁舎) | 10日 | 可茂地域広域行政事 務組合会議(於可児 市) | 10日 | 消防団年末夜警 |
| 5日 | 第一回臨時会 可茂郡町村議長会 (於多治見市) | 5日 | 商工行政懇談会 山梨県山梨郡牧ヶ丘 町議員行政視察来庁 | 5日 | 多治見市外十四市町 村伝染病予防組合議 会(於多治見市) | 5日 | 第二回綱引き大会 木曾川右岸利水協議 会(於美濃加茂市) | 5日 | 学校給食委員会 | 5日 | 厚生経済委員会協議 会開催 | 5日 | 議会運営委員会開催 |

第一回臨時議会

第一回臨時会が、一月二十二日午前九時に開会され、議案三件について審議を行いました。同日可決した議案などについてお知らせします。

▼専決処分の承認（昭和六十一年度一般会計補正予算）

【歳入】
（単位千円）
二千七百十四万六千円を追加

【歳出】
（単位千円）
四六、〇〇〇

補正しました。
これにより昭和六十一年度一般会計の総額は、十九億二千二百七万一千円になりました。

【歳入】
（単位千円）
二六、六七九

【歳出】
（単位千円）
七二、六七九

会計の総額は、十九億二千二百七万一千円になりました。

専決は十二月二十五日です。

【歳入】
（単位千円）
町税
一、四一二

【歳出】
（単位千円）
國庫支出金
一六、七三四

町債
九、〇〇〇

【歳入】
（単位千円）
町税
二七、一四六

▼昭和六十一年度一般会計補正予算

七千二百六十七万九千円を追加補正しました。

これは総務費で、庁舎建設に伴う費用です。
これにより昭和六十一年度一般会計の総額は、十九億九千五百

中間報告告白

中間報告告白



昭和六十一年十二月十八日第四回定期会において、庁舎建設推

（審査経過）馬場亨

皆さんは、大変お世話になりました。本年も格別のご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

本委員会は、昭和六十一年一月十日前九時三十分より庁舎建設特別委員会設置されたいとの要請があり、議会全員協議会で協議致した結果、今後も議会に特別委員会を設置して建設を進めることに決定され、昭和六年十二月二十一日の定期会で付託を受けた。

審議においては、住民の安全を考え、町道〇一〇七号線と廈舎出入口並びに駐車場（歩行者、車輛）との安全対策等の問題点を重点的に協議致しましたが、

今一度執行部において十分に検討し設計されるよう要請する。

以上、中間報告とします。

その励みは読者の方々の注文やご意見です。議会と町政と、

みなさんの交流の場として活用していただきたいと思います。

感想、質問、批判歓迎です。

三月定期会は、新年度予算が

中心に審議されます。

昭和六十一年を迎えて、町民の皆さんには、大変お世話になりました。

本年も格別のご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

議会報もおかげさまで三十号を発行できました。

議会報として形態も定着してきました。同時にマンネリ化しており絶えず前進しなければと思います。

その励みは読者の方々の注文やご意見です。議会と町政と、みなさんの交流の場として活用していただきたいと思います。

三月定期会は、新年度予算が

中心に審議されます。

編集委員会

編集委員会
長 員 渡辺 節夫
副 委 員 吉田 岩雄
委 员 馬場 亨
副 委 員 井戸 徳

